

## 有床診療所等における火災通報のあり方

## 1. 有床診療所等の火災時の体制について

火災発生時の対応では、「火元の確認」⇒「消防機関への通報」+「初期消火」+「避難誘導」を同時並行して行う必要があるため、夜間において従業員数が少ない施設等においては、従業員一人が行うべき行動が多く、消防機関への通報が遅れる又はなされない事案が発生している。火災発生時には、消防機関への迅速かつ確実な通報が非常に重要であるため、有床診療所の実態に応じて、確実な通報体制を構築する必要がある。



図1 火災時の行動パターン(例)

## 2. 消防機関へ通報する火災報知設備(火災通報装置)とは

消防機関へ通報する火災報知設備は、火災が発生した旨を消防機関へ迅速、かつ確実に通報することを目的とするもの。基準面積以上の場合、設置が必要であるが下記用途を除き、常時通報可能な一般電話を設置することで火災通報装置の設置を要しないこととされている。

- ①旅館・ホテル等(5項イ) ②病院・診療所等(6項イ) ③認知症GH等(6項ロ) ④デイサービス等(6項ハ)

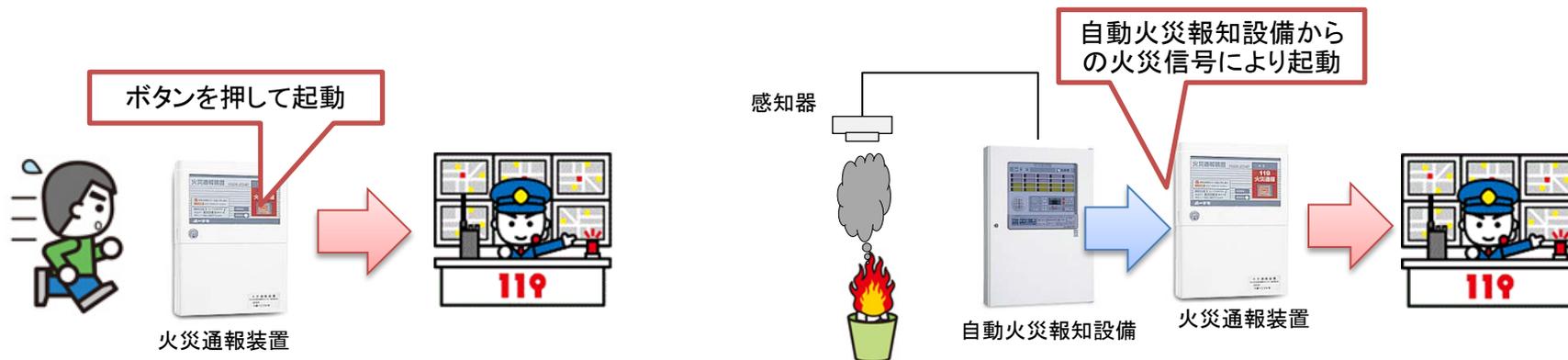


図2-1 火災通報装置(手動式)の作動フロー

図2-2 火災通報装置(連動式)の作動フロー

# 有床診療所等における火災通報のあり方

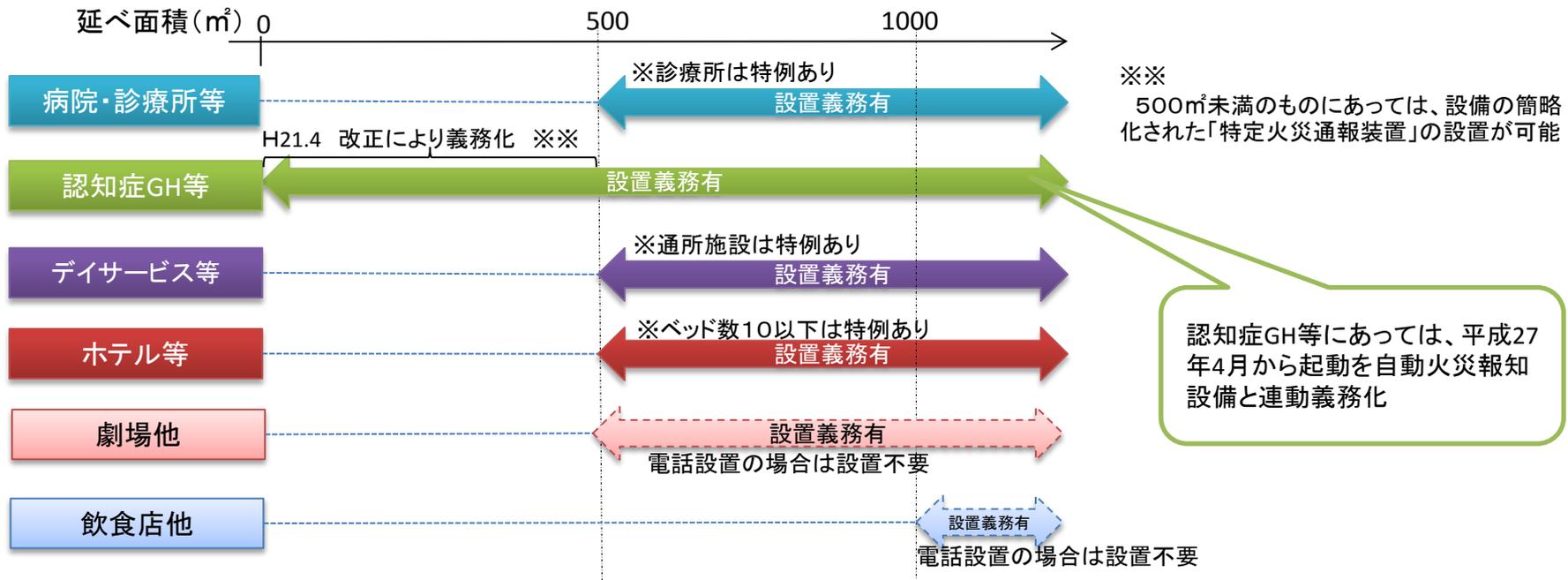
## 3. 有床診療所等における現行の設置基準

**病院・診療所等(6項イ)の場合、延べ面積500㎡以上のものに設置義務あり ※1 ※2**

※1 6項イのうち、病床が19以下であるもののうち、消防機関へ常時通報できる電話が常時人がいる場所に設置されており、かつ当該電話付近に通報内容が明示されているもの等については特例適用により免除可能(H8 消防予22号)

※2 設置基準面積以上でも、①消防機関からの距離が著しく遠い、②消防機関からの距離500m以内 の場合は設置不要

## 4. 他の用途との比較



認知症GH等にあつては、平成27年4月から起動を自動火災報知設備と連動義務化

## 5. 有床診療所等における火災通報について検討すべき事項

### 早期の火災覚知

自動火災報知設備の設置

※平成27年4月よりすべての有床診療所に義務化

### 消防機関への迅速かつ確実な通報

- ① 火災通報装置の起動方法について自動火災報知設備と連動起動とする必要はないか。
- ② 設置義務のない500㎡未満の有床診療所において、火災通報装置がなくとも適正な通報体制が確保できているか。
- ② 500㎡以上の有床診療所において、電話を設置することによって火災通報装置の設置を免除されているものにおいて、火災通報装置がなくとも適正な通報体制が確保できているか。

# 有床診療所等における火災通報のあり方

参考

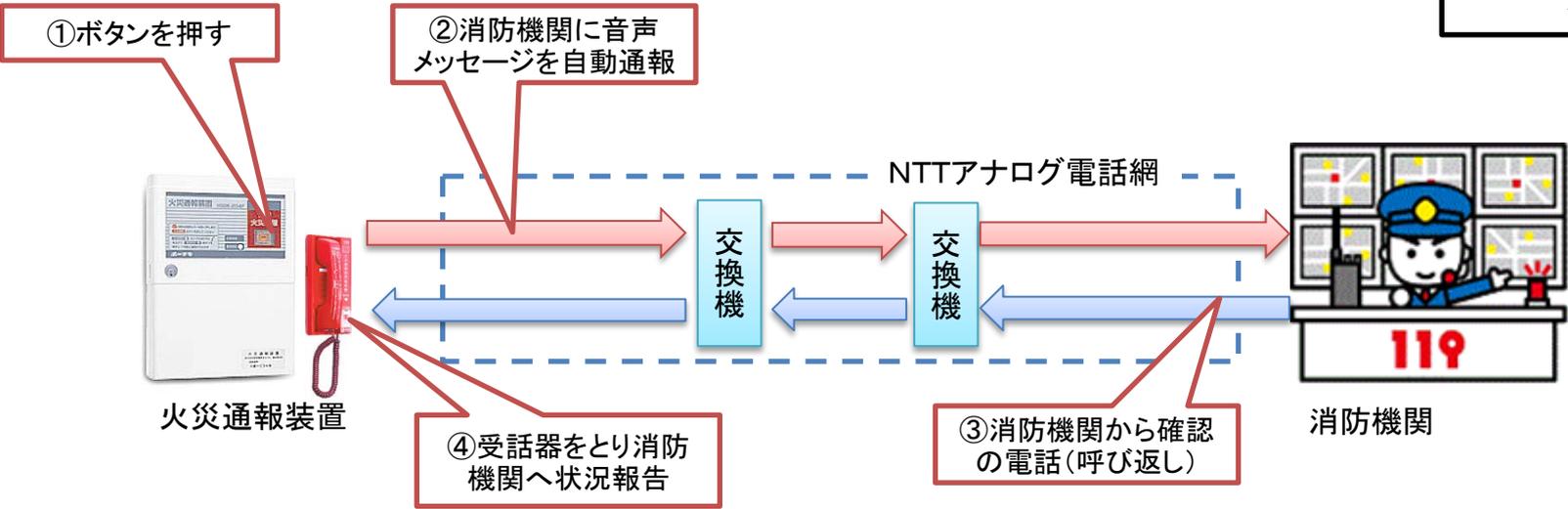


図1 火災通報装置の作動フロー

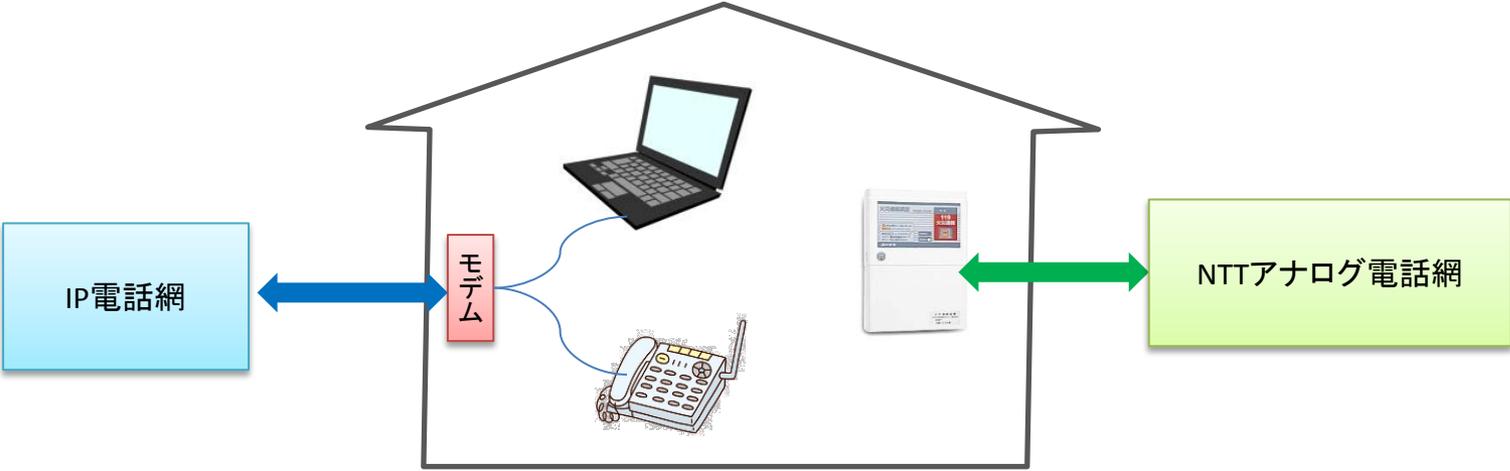


図2 火災通報装置の回線接続例

・呼び返し機能の確保のためNTTアナログ回線の接続が必要 (IP電話等の接続不可)

# ＜参考＞小規模の宿泊を伴う施設の 自動火災報知設備のあり方について

	ホテル・旅館		住宅	全建物火災
		延べ面積300 m <sup>2</sup> 未満のもの		
火災発生総件数	1,518	291	162,437	281,401
死者総数	26	15	10,717	12,088
火災100件あたりの死者数 (人/件)	1.7	5.2	6.6	4.3

過去10年間(H13～22年中)のホテル・旅館等と住宅との火災被害の比較



小規模(300m<sup>2</sup>未満)のホテル・旅館、有床診療所・病院、福祉施設(通所以外)について、自動火災報知設備(特定小規模施設用で可)の設置を義務づけへ

# ＜参考＞警報設備に係る政省令改正

## 政令改正事項(H25.12.27公布)

- ▶ 自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分に、次に掲げるもののうち、延べ面積が300㎡未満のものを追加(令第21条第1項)
  - ①令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物[ホテル・旅館等関係]
  - ②令別表第1(6)項イ、ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)[病院・有床診療所、入所型福祉施設関係]

平成27年4月1日施行。ただし、既存の防火対象物については、平成30年4月1日以降に適用。

### 【備考】

- 特定小規模施設用自動火災報知設備に代替可能。
- 法17条の3の2は適用
- 法17条の5、17条の14への適用は次のとおり
  - ・ 特定小規模施設用自動火災報知設備として無線式のものをを用いる場合は不適用
  - ・ 上記以外は適用